

法教育研究会第13回会議議事録

日 時 平成16年7月16日(金)
午後2時～午後4時20分
場 所 法務省第一会議室

午後2時 開会

土井座長 まだお見えになつておられない委員もおられるようですが、所定の時刻が参りましたので、法教育研究会の第13回会議を開会させていただきます。

まず、本日の配付資料の確認を、事務局からお願いしたいと思います。

大場参事官 資料の関係ですが、資料1は大杉委員が作成されたレジюмеでございます。

資料2は、今日発表がございます教材作成部会の報告資料で、2-1が「ルールグループ」、2-2が「私法グループ」、2-3が「憲法グループ」、2-4が「司法グループ」でございます。

資料3は「文部科学省作成のレジюме」、資料4は「野坂弁護士作成のレジюме」、資料5は「第11回会議議事録」でございます。

また、「ジュニア・ロースクール福井」及び「ミニ・フォーラム」のパンフレットも配付しております。これは本日、ゲストとしてお招きいたしました野坂佳生弁護士からいただいたものでございます。本日のお話の中で紹介があると思います。

資料の確認は以上でございます。

土井座長 どうもありがとうございました。それでは本日の議事に入りたいと思います。

本日の最初のテーマは、「法教育の教材例についての意見交換」と「法教育を定着させるための取組み」についてでございます。

まず、本日は「法教育の教材例についての意見交換」を行いたいと思います。皆様御承知のとおり、現在、この研究会のもとに教材作成部会を置きまして、4つの教材例を作成しているところですが、本日は、それぞれの教材例を作成しているグループの主担当の先生から、教材例のねらいと概要、教材例の作成過程で行われている教員と法律実務家との議論の状況などを御報告いただきたいと思います。

そこで、4人の主担当の先生方から御報告をいただく前に、4つの教材例が、法教育の基本的な考え方のもとでどのような相関関係にあるのかという点につきまして、教材作成部会の総監修の一人でもあり、本研究会の委員もお務めいただいております大杉委員から御説明をいただければと思います。

それでは、大杉委員、よろしく願いいたします。

大杉委員 お手元のレジユメに沿ってお話をしていきたいと思います。各グループで、それぞれ教材作り、あるいはまた永野委員に授業実践をしていただいたのですけれども、この4グループについての関連ということでお話をしたいと思います。

まず最初に、この教材は主には中学校社会科の公民的分野を中心に教材作成が行われています。公民的分野の内容構成のどこに当たるかというのが資料1番の「中学校学習指導要領社会公民的分野の内容構成」と書いてあるところに示してあります。前にお話ししましたように、中学校社会科公民的分野は、このような展開になっています。

まず最初に、生徒たちがどんな社会に住んでいるか。自分たちが住んでいる現代という社会の特色を学習する。そして生徒たちはその社会とどのような関わりを持つかという学習をします。これがレジユメにあります(1)の「現代社会と私たちの生活」になります。そこで、「イ 個人と社会生活」という内容項目のところに と示してあります。これが教材グループの最初の「ルール作り」というグループの担当されます内容領域になります。

その後、我々の社会を政治と経済の2つの側面からとらえて、政治や経済のシステムを学習する。そして最後に、我々の社会が今後、将来、どのような社会になっていくか、解決すべき課題は何かということを考え続ける態度を養うという項目を(3)の「ウ 世界平和と人類の福祉の増大」という項目で学習することになります。その過程にあります経済と政治の側面で、「私法グループ」は、消費者保護の関連に関わる問題を取り扱いますけれども、このグループと、「憲法の学習をするグループ」、そして最後に「司法の学習教材を作るグループ」というふうに分かれています。

それぞれの学習時期が離れておりますけれども、この4グループを直接結びつけてみますと、2の「教材作成グループの関連」ということで図がありますけれども、この図を見ながら少し説明していきたいと思います。

最初に「ルール作り」。公民的分野の最初の学習に近いところですがけれども、ここでは、様々な社会集団に属する個人がルールを通して集団あるいは他人と関わりを持つことを学んで、社会生活におけるルールや決まりが作られる意義を理解することが学習されます。特に社会生活を円滑に営むためには、互いの合意に基づいてルール、約束、決まりごとが作られていくという、「法」という言葉は出ませんけれど

も、原風景が出てくる形でまず学習をする。

その後、個人と個人との関係＝私法、それと国家と個人との関係＝公法、憲法の学習領域になりますけれども、それぞれの学習を行うことになります。

私法グループでは、個人と個人が対等な立場で出会って、自由な意思で自己決定して、その結果について自己責任が生じるという我々の社会の基本原則を契約を結ぶという事例から学んで、その中で自由な意思や十分な情報を得た上での自己決定が保障されていない状況での契約は無効になる、そういう学習について先週から永野委員の授業実践がなされてきたところです。そして、そのような状況においては、国や地方公共団体が消費者を保護する役割があるということを理解する。いわゆる、個人と個人との関係を法を通して学ぶことになる、そういった役割になっているのではないかと思います。

また、憲法学習につきましては、ここのグループでは、民主社会においてすべての人に保障されるべき価値、すなわち基本的人権を規定するとともに、基本的人権を保障する仕組み、政治機構を定めており、この枠組みに基づいて民主政治が展開されることを理解するということになりますけれども、ここでは特に国家と個人との関係を憲法を通して学ぶ教材ということになると思います。

こうした原風景としての、我々の社会はルールを通して互いが結びつく。そして個人と個人、個人と国家ということで、私法、公法に関わる教材が学習されて、その後、最後に、こうした個人と個人あるいは国家と個人との間の紛争処理を行う仕組みを学習する。公正な裁判によって社会の秩序または人権が守られているということを学習する。こういう流れになっていると考えられます。

それぞれの学習時期は離れていても、4つの学習が終わった後、先生方がこの関連を整理してまとめることによって、現行の学習指導要領における法教育のコアの部分が形成されるのではないかと考えております。

土井座長 どうもありがとうございました。

それでは引き続きまして、4人の主担当の先生方から教材例について御報告をいただきます。教材例につきましては、今、大杉委員からも御紹介がありましたように、「ルールグループ」「私法グループ」「憲法グループ」、それから「司法グループ」の順に御報告をいただきたいと思います。

なお、時間の関係もございませうので、大変恐縮ですが、各グループ、10分から15分程度で御報告をいただき、最後にまとめて質疑応答、意見交換をいたしたいと思ひます。

それではまず「ルールグループ」からお願いいたします。「ルールグループ」の担当は、東京都中央区立銀座中学校の仲村秀樹先生です。仲村先生、本日は御足労いただきありがとうございます。それでは御報告の方をよろしくお願いいたします。

仲村先生 銀座中学校の仲村です。よろしくお願ひします。

資料2 - 1を御覧ください。

先ほど大杉委員の方からお話がありましたように、「ルール作り」は、指導要領の抜き書きがある四角の中にあるような形で取り扱っております。その中から、1ページの四角が2つある下のところ、
、
、
というふうに書いてありますが、そこから我々は「個人と社会との関係の中で、ルールが作られていること」、「ルールは社会生活を円滑にするための手段であり、それを形成するのは社会の中で生きている個人であること」、「ルールは個人間の合意に基づき間主観的に形成されること」という3点を考えまして、さらにこれをルール観というふうに考えてみますと、
、
の内容を押さえることが必要であろうというふうに考えます。

「ルールは個人と社会との関係性で作られるものだから「必要性」が生じたら個人間で合意し、作るべきものであること」。ルールは作られるものであるということを理解させる必要があるのではないか。

「個人と社会との関係の中で「不必要」になったルールは廃棄し、変える必要があること」を学ぶ必要があるのではないか。ルールというのは変えることができるということを学ぶ必要があるのではないか。

「自分たちで作ったルールなのだから、守る責任が生じること」。一旦決めたルールは守る必要があるということを経ぶ必要があるのではないか。

以上3点を踏まえて教材作成をする必要があるというふうにご我々は考えました。

2ページをお開きください。

そのように学習指導要領と、2ページの(2)教科書につきまして検討しまして、2ページの真ん中辺の『2. 「ルール作り」学習を通して獲得させたい資質や能力』を考えます。

その『(1)「ルール作り」学習の実践とその課題』としまして、これまでの学習指導要領は平成10年以降、今年が平成16年で、学習指導要領に基づいた学習指導が現場の教員の中で行われているはずなんですけれども、このところの下から4行目ですが、教育の具体的実践の積み重ねが不十分ではないかと。そして教科書の記述を見ましても、「ルール作り」における合理的な合意にまで配慮した記述が見られないというところから、私たちはこのルール作りの過程や内容に、合理性が不可欠であり、この点を押さえた教材作りが必要ではないかということに考えが至りました。

その中で、(2)、そのために身につけさせたい資質や能力は2点ではないかと考えます。

1点は、その3行目に書いてありますが、意思決定能力、もう1点は合意形成能力、この2点が、「ルール作り」の学習を通して子どもに育成することができればよいのではないかと。

意思決定能力のところは、社会の課題に対して合理的な判断を行い、適切な社会的合意を選択していくことができる能力というふうな捉え方をし、これらのことが当ルール作りの授業を通して子どもに育成できればいいのではないかと。

もう1点、合意形成能力は、このページの一番最後の行になりますが、「『対話』という作業を通じて得られた共通理解を判断基準として、対立状況を解消する」過程の基で「多様な価値観の存在を保障しつつ、対立状況の解決を可能にする能力」というふうに考えました。

これら2つの能力を育成すべく、学習構成をしなければいけないということで、3ページをお開きいただきたいと思いますが、『3.「ルール作り」学習の授業構成』を御覧ください。

大杉委員が先ほど申されましたように、「ルール作り」では、中学校の3年で学習いたします公民的分野の学習指導要領の項目でいいますと、大項目(1)「現代社会と私たちの生活」の中項目「イ 個人と社会生活」で学習を実施するというふうに考えまして、3から4時間という授業を想定しまして、2種類のプランを準備いたしました。

1つ目のプラン、以下2つ目のプランというふうに書いてありますが、時間の関係で飛ばしまして、『3.「ルール作り」学習の授業構成』の上から4段落目「ごみの授業」の特徴はというところから申したいと思います。

1つのプランは、ごみに関する問題提起をした授業ですが、こちらの特徴としまし

では、1点目は、「帰納的アプローチ」と大袈裟に言っているのですが、学習内容をある程度理解した段階でルールというのはどう作るべきなのかをまとめていく。子どもが理解する。簡単に言いますとそういうような構成を考えました。

2点目は、後で詳しく授業案を見ていただきたいと思います。解決の過程で作成します「町内会規約案」というものを作るのですが、その「町内会役員班」というグループを作りまして、そのグループが役員班による提案をクラス全体で、その案の妥当性を吟味するというので、ある1つのグループに代表として町内会役員案を決定してもらおう。そして決定したものをクラス全体でどうなのかということで検討するというような流れにいたしました。

3点目は、動機づけを重視している点ということですが、これは、「ごみ」ということに興味、関心を持ってもらうために、事前学習を取り入れている点です。これは後で授業案のところで見ていただきます。

もう1つの授業は、マンションの授業という点で、3点の特徴を持っています。

1点目は「演繹的アプローチ」。ちょっと大袈裟なんですけれども、初めにルール作りというのは、ルールの特徴や問題点を押さえまして、その中で事例をもとに子どもが学習を広げていくというようなアプローチができないかということで考えました。

ただ、その中で、「マンションの授業」という段落の2行目にありますが、具体的には、後に行う問題解決の前にルールの概念について丹念に理解させ、その理解をもとに法的葛藤問題解決・ルール作成を行うということで、ルールの概念を子どもが明確に理解していくというような構成を工夫しました。

2点目は、解決の過程でマンションにおけるルールというものを作るのですが、その中で、ごみの授業の場合には代表者による決定を見たのですが、こちらはすべてのマンションの構成メンバーによる多数決という採決方法を採用しました。そして多数決による決定の良さ、悪さということを検討しようというふうに考えています。

3点目は、ごみの授業と比較して、より合理的な合意を重視しているという点がそうなんです。具体的には費用便益分析や利益と不利益の比較考量といった手法で、子どもが、決まりましたマンションのルールを検討していくというような作業を行う予定です。

このような2つのプランを用意して、9月の初めに私が授業実践をして、効果はど

うなのかということを検討したいと思っております。

それで、一番下の段落に参りますけれども、この2つのプランの違いは、このように時間配当の違いだけでなく、学習過程においても違いがあるということで、マンションの授業の場合には、より時間をかけ、合理的な合意に重きを置いたプランということが言えますし、その合理性ということを検討することが必要だというふうに我々は考えまして、ルールの検討について、あとでワークシートを見ていただきますが、合理的な評価基準に基づいて彼らがルールを評価する。そのことを通してルール作りはどうあるべきなのかということの学習ができるだろうというふうに考えております。

では、4ページをお開きください。

先ほど申しました「ごみ」ということなのですが、事前というところが真ん中より上の方に見えますが、生徒に一週間、マンションとか自分の家から、ごみの集積場所のところにごみを持っていくという体験をしてもらいます。そして簡単なレポートを提出してもらって、ごみ問題について少し動機づけをしようということを行います。そして1時間目に、学習活動のところを見ていただきたいのですが、町内会長、不動産屋さん等々の6つの立場を用意しまして、ロールプレイングによって町内会規約を作っていくというような手法を、場面設定は6ページのところに、「ごみ集積所をどこに？（ある事例の紹介）」ということで事例を載せてあります。もちろん、架空の事例なんですけれども、この中の6つの立場に立って、最後に市の清掃事業担当の太田さんというのをも入れまして、6つの立場でロールプレイングによって町内会規約案を作り、その町内会規約案を第2時に、それぞれのグループごとに発表して、そのグループが発表した内容を検討するというのが、5ページになりますが、第3時になります。

そこでのルールの評価の観点としましては、5ページの「2．ルール評価の観点」のところを見ていただきますと、 から までの7点を考えまして、手続の公平性やルールの必要性等々について子どもらがワークシートの中で検討していく。このことを通して、どいういうルールが求められて必要なのかということが学習できるだろうというふうに考えます。

具体的には、時間がありませんので飛ばしまして、7ページに架空の地図まで用意しまして、より子どもらに具体的に理解できるかということで用意しました。

12ページをお開きください。「町内会規約を作ってみよう！」という第2時間目

に作成しました町内会規約を，自分たちでルールを作る過程で問題はなかったのかとか，問題解決で，ルールを作るほかの方法はなかったのかということを検討して，これの振り返りをする事，13ページを見ていただけますか，2回繰り返すことによって，彼らのルールに関する考えが，より深まるのではないかとという仕掛けを作ったのが，ごみに関する授業の一例です。

14ページは，マンションの事例で，こちらの方はマンションにおける，ある問題を解決するために，5つのグループに分けて，まず一番最初には，第1時のところですが，「ルールの性質」と「ルールの特徴」を検討いたします。そしてルールというのはどういうものを捉えた上で，2時間目，3時間目に，マンションの問題状況を理解して，そこにおけるマンションのルールを作っていく。そして，作られたルールは，どういう点で問題があるのか，ないのか。具体的に申しますと，14ページの3時間目の右側の端っこの「留意点」を見ていただきたいと思います。その*（アスタリスクマーク）のところに，「各グループが合理的に主張が行えるように配慮する（費用便益分析・利益と不利益の比較考量・法的な視点・倫理的な視点等）」の検討を彼らが行う。

具体的には，17ページをお開きください。17ページは第1時の授業で行いますワークシートなんですけれども，子どもらの社会の中にある身近なルールをまず出してもらって，からの観点で，そのルールの特徴を知るための作業をします。その上で今度は，そのルールは良いルールなのか，悪いルールなのかを考えさせるという作業をして，ルールというものの特徴を捉えていく。

次に，3というところで，新たな違った，子どもらが考えつかないような，良いルールと悪いルールの例を出しまして，どこが良いのか，悪いのかということを検討する。そのことによって，ルールというものはどういうものなのかという性質を理解するという学習をします。

さらに，18ページをお開きください。マンションの事例を省略していますので，後でお読みいただいて，マンションの事例の中でやはりロールプレイングを行うのですけれども，様々な問題状況を解決する解決策を考え出しまして，19ページに評価表がございますが，こちらで，このルールのわかりやすさや目的達成性などを評価して，そして自分たちの作ったルールの合理性を検討する。この中に，先ほど申しました費用便益分析的な内容等を入れて，より合理的に検討できるように考えたのが，私

たちのルール作りの教材作成グループの授業案2つでございます。

以上です。

土井座長 どうもありがとうございました。

それでは次に、「私法グループ」について御報告をお願いしたいと思います。「私法グループ」の主担当は永野委員でございます。「私法グループ」では既に先ほども御紹介がありましたように、試験的に模擬授業を実施され、多くの委員にも参観に行っていたいただいていると伺っておりますが、その模様も多少交えながら御報告をいただけると伺っております。それでは、永野委員、よろしく願いいたします。

永野委員 スライドを御覧になりながらどうぞ。

私的自治に関する教材作成のねらいですが、契約の事例を知る、契約の事例を作るという活動を通して、対等な立場で権利と義務が発生するということが、自由な意見で活動する市民社会を支えているということを理解するというのが、3コマの授業の内容です。

最後に、対等とは言えない場合に、国や地方自治体が保護する場合があるということを理解するとなっています。

一応、構成上は、ルール作りであるとか経済的な活動というものを勉強した後に来るとなっているので、そういう前提で授業をしなくてはいけないのですが、実際に試験的にやったということもあって、子どもたちは経済的な活動についての授業を受けていない状態で、この授業を行っています。

第1時のところですが、契約の事例を知る。それから、作る活動を通して、契約とは何かということを知る。

一番最初に、そこにおにぎりを持って私がいるのですが、日常で意識しない、でもこれも契約なんだというような、生徒が意外だと思うという事例を幾つか挙げていく出だしのところになります。例えばコンビニでおにぎりを買う、普通の事例ですが、買おうかどうしようか迷っているのではなくて、「おにぎりをあのようにして取った時点で私は買おうと思っていますね」ということと、それから「レジの前に立つということで買う意思があるということを示していますね」と説明しています。

「お店の人は次にどうするのですか」と聞きますと、生徒のことですから、「レジ

を打つ」とか「バーコードをピッと当てる」というようなことを言います。「お店の人は、売ろうか、どうしようか迷っていますということではなくて、バーコードとかレジを打つということで既に売るという意思がありますね」と説明します。「その後どうするのですか」と聞くと、「払って、物をもろう」というような一連の流れを、スーパーマーケットではどうですか、マクドナルドではどうですかというようなことで確認していきます。

この時点では、買うというのと売るというものの意思の合致のみの確認で終わっています。真ん中に、二人一組のペアを作って適当なものを売買する架空の契約を行って、売買契約書を作成するというところを行います。

ここは活動時間を多くし、最後に、「契約が成立するときはいつですか」と聞きます。そこでもう一度、出だしの漠然としたいろいろな契約事例で、買う者と売る者の意思が合致すればいいんだなという認識を、では、いつから契約は発生するのですかと聞いて、実はいつからかはよく分かっていないという出だしの部分と、最後の落ちに当たるような部分を置きました。その間に、自分たちで契約を作ってみようというのが入っています。

その契約を作ってみますと、商品の説明と、一週間以内だったら返品可という条件と、何を幾らで買うかというところがごっちゃになって書かれていくという状況になりました。これは教員の方で整理をしていくのですが、試験的にやってみて、売買契約書の条件欄のところに、商品の説明の部分と、契約の、返品可だとか何だとかという条件の部分と、何を幾らで売るという部分をスペースとして分けていかないと、ちょっと苦しい展開になるかなとは思いました。ごっちゃになったらごっちゃになったで、それをきちんと整理していくという過程を通すのだとすると、それはそれできちんと時間をとらないといけないという感じがします。

1時間目は、契約の内容、契約とは何だろうということを確認します。

2時間目は、レジユメの2ページになります。めでたく契約が成立しているのですが、契約時には想定できなかったことが起こった場合というのを、ランダムにいろいろなことが起こるとするのは、教員ではまとめ切れませんので、事例を絞りまして、最初に解消できない、次に解消できる、最後に解消できるけれども非常に特殊な場合というふうな構成になっています。

画面左側にピンクのカードが2枚入っているのですが、実はそれは解消できない事

例になっています。この解消できない事例というのは、例えば何ですかというと、そこに皆さんの、1, 2, 3, 4のところに書いてありますが、これは3と4に当たります。ピンク色のカードのところは、自分はそのものをA君から買った後、他店で安く新品でいいものがあるから、そっちに替えたいから、これを返すというのはできることでしょうかということ、買って帰ったら、お母さんが「同じものがある。2つは要らないからということなので返したい」、これはできるだろうかというのがピンクのカードになっています。これは、できる、できないというのを選ぶのは簡単なのですが、「なぜでしょう」「どのような理由ですか」ということを問うた場合に、子どもには、その根拠となる情報が全くない状態なので、何とか子どもが答えられるような手だてが非常に必要になりまして、そこで我々教員だけではとても難しかったのですが、法的助言グループの村松弁護士に考えていただいたのが、後ろの方にあります「考える視点シート」というものになります。

「契約を続けなければいけないのか、それとも解消できるか」というところの判断基準になるのは、実は次の2つです、というカードです。このカードを、なかなか耳慣れない言葉も幾つか入っているので、教師範読できちんと読ませるというところから入るのですが、1番は、契約は約束だから、どちらかの意思が不完全であれば契約は解消できる。「意思が不完全」という言葉は難しいかなと思ったのですが、子どもたちに発表させていくと、「意思が完全じゃないから、これは解約できる」というような言い方をして、実にこのカードをうまく使っていました。

もう1つの、「契約を守らせるか、それとも契約の解消を認めるか」というのは、実はこれは緑色のカードの方で使います。自分の都合だけで第三者を理由に契約の解消はできないというところを先生から言われて、ああそうかみたいにして分かるという展開になりました。生徒のところには、公民ワークシート 3というものがあります。解消できるに丸をして、ヒントカードを見て理由を書き、それを発表していくということになります。ほかの生徒の発表を聞いて、「できる」から「できない」にするという子はほとんどおりませんでした。

あと、図で表している矢印の吹き出しの図になっているのは非常にわかりやすく、村松弁護士がヒントカードを説明してくださるときに、そこら辺に走り書きにしてくださったのを、教材部会の検討グループが、「これは素晴らしいから是非板書事例で使わせてください」とお願いしました。こういうビジュアル化された形でないと、な

かなか子どもの思考が追いついていかないところがありますので、図の形にしていただけたということは非常に有り難かったです。

その後、右側の緑色の、解消できる事例というのは、プリントでいくと、1と2になります。

1は、ブランド品だと思って買ったが、そうではないから返すというところです。これは生徒が一生懸命ヒントカードを見て、ブランド品ならと思って買ったのに、ブランド品ではない。だから意思が完全でない。だから解消できると答えてくれました。

もう1つは、物を買うのにお金は渡したのに、A君はなかなかその物をくれないのだけれどもという事例なのですが、それはヒントカードの2の事例になります。一方だけが損をしたり、一方だけが得をしたりする、そういう利益状況を考えてみよう。それで解消できるかな、できないかなというところです。私ばかり損をするから解消できるというような事例になりました。

些細なことではありますけれども、この事例の部分も数があまり多いと対比できないということ、ここにはA君、Bさんとなっていますが、生徒には、どうしても他人事になるということになって「私」はこれは解消できるだろうかというような、「私」に引き落とすことが必要だったということと、あと買う側として「私」を固定するという一本軸が通っていないと厳しいということがあって、そのカード作成はちょっとこだわりました。

これで解消できるということを理解するというのが2時間目の授業です。解消できる、できないの基準になることは何だろうかというのが、自分の都合ではだめだとか、約束破りではだめだとか、すなわち自己決定権に基づくのだねということを確認するというのが2時間目の授業です。ここまでは生徒が2人ペアになって、ヒントカードを見て、一生懸命理由を考えて、全ペアが発表するというように、1コマ目、2コマ目とも、非常に活動的な学習が主体になっています。

3コマ目になりますと、今までの1コマ目、2コマ目は活動だけで流れてしまっているんで、それをもう一度振り返って確認をしていくという作業になります。この出だしの部分は、契約とは何だろうかというところをもう一度振り返って押さえていくところの導入になります。そのときに、あれも契約だったよね、これも契約だったよねというときに、非常にインパクトのある事例として、例えば俳優の出演契約という事例を出しています。子どもにとって非常に親しみが湧く身近な例として、例えば野

球選手の契約金であるとかミュージシャンの出演契約であるとか、子どもたちは中学生でしたので、似たお年ごろの映画のキャラクターを出しましたところ、非常に親近感を覚えてくれました。

今回出した俳優の例としては一番最初に1,400万円で契約したのが、3作目で3億5,000万円で契約しており、数字的にもインパクトがありましたので、出だしの契約のところを短時間でもう一度復習するという導入としては効果的だったなと思います。

その後、プリントの公民ワークシート 5になるのですが、この部分が契約とは何だろうというところを押さえるところで使っています。例えばコンビニ、スーパーマーケット、マクドナルド、携帯電話でピザを買う、電車に乗るといような、だんだんサービスまでの事例に広げまして、の契約を解消できない時の基準で何だったかな、契約を解消できるという基準は何だったかなというのを、もう一度押さえていくという授業になります。

時間的には中途半端になるのですが、実は解消できるんだけれども、すごく特殊な事例なんですよという授業展開になります。それが黄色いカードのC1とC2です。皆様のお手元ですと、後ろの方にありますが、いわゆる消費者が悪徳商法に引っかかったという事例になります。これは展開上、子どもたちに、契約は成立していて、ブランド品はブランド品であるのにもかかわらず、何で解消できるのかな考えてみようというような展開も考えられたのですが、3コマの制約でやるので、ここは教師の説明で終わっています。すなわち、物を買うときに、買いたいから買うのではなくて、しつこくて脅かされているから早く帰りたいから買うと言おうというところに問題があるのですねというような説明になっています。教科書に戻って、教科書の記述を使ってまとめていきます。

しつこい脅かしというところの事例で、何が足りないのですかというときに、本来であれば子どもたちに考えさせていくという十分な時間をとりたかったのですが、十分に子どもたちに考える時間をあまり与えることができない展開になってしまいました。教員の説明で終わっています。3コマ目は、今まで勉強した内容を先生がきちんと整理して教えるというのと、新しい、特殊な解消できる事例も先生が教えているという授業になっています。だから本来は、ここの部分はもうちょっと、子どもの活動例というか、少し考える時間があってもいいかなと思います。

4番目が、ちょっと特殊から大変特殊になりまして、いわゆる損害賠償請求を、特に製造物の事故になったときに、治療費や慰謝料を請求できる、できないというふうな事例になりました。それは教科書の太字で記述されておりますので、その部分を使って、整理、まとめてあります。

契約とは何だろうか、解消できるできないというのはどういうところに基準があるのかな、3コマ目に、解消できる非常に特殊な事例のときには、国や地方公共団体がそれをサポートしてくれるんだねというような授業展開になっています。

やってみて、一番最後の製造物責任法のところは、子どもたちにひっかかりがあるなというのを感じました。その事例のときだけ、どういうことなのか、もっとちゃんと詳しく説明してもらいたいという声が幾つか子どもたちの中で上がっています。授業展開の中でも、そのときだけ使うかどうかわからないなと思いながら用意していた、このミニ四駆について製造物責任法が問われるようになったのですというものを、やはり提示しなくてはなりませんでしたし、君たちも困ったことがあったら相談してみようという記述が教科書にございますので、教科書を使って再度確認を押さえるということをしたときに、例えば国民生活センターはこういうのですということ、ホームページではこういうふうになっていて、ああいうふうになっていてという具体例の映像で見せていくということが、どうしても展開上必要になりました。

机上で立てているのと実際にやっているのでは、やはり大違いというものがございまして、使うかどうかはわからないけれども、と思って用意したものは、やはりことごとく使うはめになったなと思います。

この後、我々のグループは9月に、三枝先生の学校でワークショップということで、実際に弁護士の先生に来ていただいて、やりとりができるという事例の場合は、どのような展開になるだろうかということをやってみたいと思っています。試験的にやってみて、ここの事例の部分はもうちょっと説明をとか、もう一度きちんとここを押さえたいということもはっきりしてきましたので、9月にはその部分をさらに充実させていきたいと思っています。

最後のところで、契約という行為を通して市民社会がきちんと成り立っていく。個人と個人との自由意思の活動ではあるけれども、自由と責任というところが非常に重要なんだねというところをもう一度落としていくというのには、3コマ目はいろいろな事例を短時間に切ってつなげて子どもたちに投げ込んでいますので、もう一度ビデ

才を見て振り返ったのですが、受ける子どもたちとしては結構いっぱいだったんだろうなという感じがしました。4コマにはできないという時間的な制約はあるのですが、落とせるところをもうちょっと落としていかないと、受ける子どもにとってはちょっと苦しい展開なのが3コマ目になりました。

以上です。

土井座長 どうもありがとうございました。

それでは次に、「憲法グループ」の検討状況について、主担当の館委員から、よろしくをお願いします。

館委員 では、資料に沿ってお話ししたいと思いますが、憲法グループの方は、授業の研究の場を9月上旬に今のところ考えております。渋谷区立広尾中学校の関先生のところでは研究授業を行いたいと考えております。

私自身の方の授業はといいますと、実はこの教案を作りながら、もう既に同時並行的に授業を進めておりました、その中で得られた資料というか、アンケート等も後ほど紹介したいと思っておりますけれども、研究授業についてはそんな計画で考えています。

それから、6月から3度、4度の作業部会打合せを行っているのですが、憲法についてとなりますと、かなりいろいろな議論が出てきておりました、最初、形がなかなか決まりませんでした。6月の半ばに土井座長に来ていただきまして、憲法の基本原理に関する教材というものの大筋といいますか、3時間なら3時間の大きな流れというものをアドバイスしていただきまして、そこからまた少し変えながら、新たな案を今作ってきたという状況で、まだまだ指導案の形になっておりません、大変申し訳ないなと思いつつも、慎重に今、先を進めている段階であります。

それで、単元名としましては「法の意義」ということでこの授業を行うに当たって、この単元に関して、教科書会社7社、8社の検討をしてみました。憲法というものがどういう順番で出てくるかなというところを大きく分けると、5社、6社ぐらいは、人間にとっての非常に重要な個人の尊厳とか基本的人権をまず最初に出しておいて、そしてそれを守るための憲法というような流れで、残り2社、3社が政治というのは何だろう、政治の中で権力の果たす役割、そしてそれをコントロールするものとして

の憲法，その憲法に定められた基本的人権というように，大きく2つの流れがありました。

今回，我々が提示する教材例としましては，後者の方，つまり「政治とは」とか「権力とは」ということをしっかりと学んだ上で，憲法の学習に入っていけたらなというふうに思っています。また，この「法の意義」という単元は，いわゆる公民的分野の政治単元の一番最初に位置づく授業になるのかなというふうに考えております。その辺の位置づけとか教科書の分析等の記述は，まだここには載せる段階ではありません。

それで，3時間の授業の流れですけれども，そこに課題的な表現で書いておきました。1時間目が，「国の政治の在り方は誰が決めるべきか」。2時間目が「みんなで決めるべきもの，みんなで決めてはならないもの」というものがあるんじゃないだろうか。そういう学習のもと3時間目には，「憲法というのは何だろうか」という展開の計画を立ててみました。

1時間目の，「国の政治の在り方は誰が決めるべきか」というところの導入ですけれども，生徒たちにとってみると，政治というものと自分たちの生活との結びつきやつながりがよくつかまえていないという現状があります。ですから，自分たちの生活と政治の関係というものをまず具体的に捉えさせることを導入で行います。この内容は，生徒とのやりとりの中でもう少し膨らませていくことが可能だろうと思っています。そして，「1. 国の政治の在り方は誰が決めるべきだろうか。「エライ」人が決めるべきだろうか」の展開に入ります。この「エライ」という言葉ですが，これは中学校の生徒あるいは小学校などはもっと端的にあらわれると思うのですけれども，「政治は誰がやってんの？」というとき，すぐに「エライ」という言葉が出てきてしまう。ここでは，この「エライ」というのは一体何なのかなということを少し考えさせたいと思っておりまして，「過去の歴史において，国の政治の在り方は「エライ」人が決めてきたんだらうね。ではその「エライ」人というのは誰のことなのかな」ということから，「エライ」ということの意味を2通りに整理してみました。Aの場合，Bの場合とありまして，Aが優れた政治が行われる場合で，Bがとんでもない政治が行われる場合です。

このAとBの二通りの政治が考えられて，Bの場合については，以前に国王ゲームという名前で紹介しましたが，実際に「エライ」人をクラスの中で決めてみて，そし

てカードを引かせ、それに関連したとんでもない規則、わがままな規則というものをそれぞれ考えさせるというような展開をここでは考えています。

この権力を持っている「エライ」人の決めたわがままな規則というものに、国民は従わざるを得ないということをごここで押さえるわけだ。

そして2ページ目に行きまして、では権力者を誰がコントロールしていったらいいのだろうかということだ、4つのわがままな規則を否定する考えということだ、ほかの生徒たちから、「そもそも、人間は」という枕詞でつかながるような考え方というものを出していってもらおう。つまりここには、そもそも人間は自由であるだとか平等であるという内容を中心に、わがままな規則に反対する考えを出していってもらおう。そのような展開をを考えています。

そして、もし新たな考え方にみんなが賛同して、「エライ」人の政治をやめさせたとするならば、その後、一体どうなるのだろうか。このあたりは土井座長からのアドバイスを入れたつもりなんですけど、権力を持つ者をすべて排除したら、どうなるのだろうか。つまり、そもそも人間は自由だ、平等だということであるならば、権力というものを完全に失くしたらどうなるのかなということをご少し考えさせる。そして、この社会の問題点を考えた後で、ではやはり、自分たちの意思に基づく権力というものを作っていくかなくてはいけないのではないかなというのが、あたりの考え方があります。

導入のところだ、政治というのは国民みんなの生活に深く関わっているということをご学んだわけですから、政治というのはみんなのことだ。だから、みんなのことはみんなだ決めていくべきだよねということだ、国民主権だとか民主主義だとか、あるいは実際に関わり方としての直接民主制とか間接民主制というものを最後に押さえるとして持っていこうと考えています。

次に2時間目ですが、1時間目だ国の政治の在り方をみんなだ決めるということになったわけだですけども、本当にすべてのことをみんなだ多数決だ決めていっていいものかということをご2時間目だ考えさせたいと思っています。1についてはクラスにおいて多数決によって決めるべきもの、決めるべきではないものをみんなだ考え、話し合い、それぞれの理由とともに考えていこうという活動が1のところだあります。

つまり、みんなだ話し合っだ多数決だ決めてはならないものの中身は具体的に何だろうかということをご突き詰めていった結果だ、2の のゴチックになっている内容だ、

これがみんな決めてはならないのであるということを，身近な事例を通してつかまえさせたいと思っています。

3の展開では，そもそも1時間目では国の政治について考えてきたわけですから，ここでも国の政治レベルについて，みんなで決めること，決めてはならないことがないんだらうかということを考えさせたいと思います。

AからFに関して，これは二つずつが対になっているわけですがけれども，社会秩序を守るためにとか，高齢者福祉を向上するために決めてはならないことと，決めてもよいと思われることを並列する中で，なぜ片方は決めてはいけなくて，なぜもう一方は決めてよいのかというようなことを考えさせる中で，いわゆる簡単に言えば基本的人権，個人個人の決定に任せるべきものに関しては，国の政治というのは関与しないのだということを考えさせていきたいと思っています。

そして，3時間目の授業ですが，その中では，みんなで多数決で決めてはならないものというのはどこにどのように書かれているのかというようことを考えさせていきたいのですが，その導入として，憲法というのは何だろうかということをも漠然と生徒たちに投げかけて，自分なりの定義を書かせる作業を行わせようと思っています。そして何人かにその考えを発表させる中で，その意見を分類していこうと思っています。

これについては実際に生徒たちに聞いてみましたところ，このような結果がでてきました。口頭で申し訳ありませんけれども，一番多かったのは，国民が守るべき，あるいは社会の秩序を維持するために守るべき社会のルールであるというような形で書かれているのが約6割から7割。そして国民が平和で安全に暮らすとか，国民の自由や権利を保障するというか，我々の生活を守っていくものだという形で書かれたものが2割。そして，最終的に憲法とは何かの結論として身につけさせたいと思っています，いわゆる政治権力というものをコントロールしていくものであるというようなことに関しては，ほとんど出てきておりませんでした。国民の守らなくてはいけないものが憲法に書かれているという，生徒たちの認識がやはり多いわけですし，そのあたりをしっかりとひっくり返していくことが，憲法とは何かの授業の大きなねらいにもなるのではないかなというふうに思っています。

中3にもなりますと，それなりの生徒の認識というのはでき上がっているわけですが，それがいわゆる本当の認識とは違っていたり，あるいは社会や新聞などが

ら入ってくるいろいろな情報によって間違って認識されてしまうようなこともあるわけで、そのあたりをしっかりと正していく必要もあるかなと思うわけです。憲法とは何だろうということ、みんなで決めてはいけないこと、これを決めているのが憲法なんだよというのが1の内容です。そして、では決めてはいけないものだけを定めているのが憲法かと言えば、そうではなくて、のA「決めてよいことを、誰がどのように決めるのか」、B「決めたことを、誰がどのように実行に移すのか」、C「決めてよいことと決めてはいけないことを、誰がどのように決めるのか」ということで、国会、内閣、そして裁判所、つまり立法、行政、司法の役割を明確して、そういったものが憲法に定められているんだよ、書かれているんだよ、我々は新たな国を作って、新たな政治を開始しようとしたときに、まずこういったものを事前に決めておいて、それを文書化しておく必要があり、それが憲法であるということをしかりと理解させたいと思っているわけです。

そして、そのことを実際に確かめてみようという活動を、2番以下で行い、日本国憲法と東ティモールの憲法を使って確認し、最後は日本国憲法の第10章の最高法規の3つの条文で、またその内容を再度確認するというような展開を考えています。

以上です。

土井座長 ありがとうございます。

それでは最後に、「司法グループ」について御報告をお願いしたいと思います。

「司法グループ」の主担当は筑波大学附属駒場中学校の吉田俊弘先生です。吉田先生、今日はありがとうございます。それでは報告の方をよろしく願いいたします。

吉田先生 それでは、お手元の資料を御覧ください。「司法グループ」は、一般的にも憲法の授業は行われておりますし、司法の授業も一般的に中学校の授業では行われておりまして、この中に一体何を付け加えていくのかなというのが1つの大きな課題だったと思います。

そのような中から、学習指導要領や教科書などを分析し、最近の現場での実践などを踏まえまして、私たちが考えた教材の趣旨を最初にお話します。その後で、その趣旨に従ってどのようなプランを作り上げたのかを言いたいのですけれども、今現在進行形で、今検討しているものを御報告したいと思っております。

まず第1点目は、学習指導要領自体は司法について直接言及しておりますのは、法に基づく公正な裁判の保障があるという点、この1点だと思います。そして、この1点に関わって、それをあまり深入りしないようにとか、基本的な事項や事柄を厳選して指導内容を構成するとか、そういったような形で内容の取扱上の注意が与えられている形になっております。

そして、教科書につきましては、司法といいますので、どうしても三権分立というのが1つのベースになっております。国会、内閣、裁判所の順に教科書では、ほとんど記述されておりまして、三権分立の中の一権力機関として司法が位置づけられているという形になっていると思います。したがって、どうしても国会、内閣と並んで位置づけられる裁判所についての教科書の記述内容は、三権分立と司法権の独立、あるいは違憲立法審査権といったようなものに分量も結構当てられているわけです。しかし、最近の教科書は、そのような中から市民による司法の利用という側面に注意を促していくようなものも出てまいりまして、弁護士へどうやったら依頼できるのだろうかという、依頼の仕方。それから法律扶助制度などがあるんだと、こういうような仕組みの紹介をしているものもあります。

あるいは、さらに進んで、実際に法教育を提言しているような教科書もあります。弁護士会による模擬裁判の指導とか、弁護士による講演の依頼の仕方、さらに裁判傍聴をどうしてするのだろうか、こういったような記述もあります。

したがって、三権分立の一権力機関としての司法という記述と、あわせて、市民が司法をどう利用するかという、その両面が教科書の中に出てきているのかなと思いました。

ただ、2ページに参りますけれども、そのような教科書の記述に即して授業をするにしても、やはり大事な点が落ちているのではないかと私たちは考えました。その大事な点は何かといいますと、確かに通常の授業で憲法学習の一環として司法制度が教えられることになりまして、司法制度に関する知識や理解にどうしても重点が置かれてくるのですけれども、実際は司法過程という側面がごっそり抜け落ちているのではないかと、このように私たちは考えました。つまり、司法の制度に関する知識、理解に重点が置かれまして、司法は紛争解決機能があると、こういう説明をしましても、生徒の理解では、例えば独立した裁判官が、優秀な裁判官が、非常に難しい紛争を裁判官の力でもって立派に解決してくれると、こういうような理解にもなりかねないわ

けです。しかし、それは、実際の司法過程を見ても違っておりまして、あくまでも原告と被告に分かれて、当事者が提示する主張や、その主張を支える論拠や証拠というものを手がかりにして裁判は進められていくわけですね。そういう司法過程が、この教科書の中にはほとんど記述がないということがわかります。したがって、私たちは司法の授業を作る場合には、恐らく従来では司法制度の知識、理解に重点が置かれていた、そうした授業から、司法過程や司法の機能に焦点を当てた授業へ転換しようということを1つ掲げまして、教材化を進めてきた、こういう経過があります。ですから、私たちの教材化の取組が、今までとはちょっと違うという点があれば、その点が1つの特徴だということで御理解いただければと思います。

それでは、どんな教材化を進めていたのだろうかということなんですけれども、ここでは、紛争処理などの司法過程を裁判モデルとして再構成していくという形を作ってみました。表現は難しい表現をしているのですが、要するに先ほど申し上げましたように、原告と被告が根拠や論拠を伴って主張や立証活動をしていく。そこで裁判官がそれを踏まえて決定していくという過程を、授業の中で模擬的にといてみましょうか、あるいは擬似的に生徒が体験することができないかと考えました。ですから、授業の中に1つの紛争を取り入れて、その紛争をどうやったら解決できるのだろうかということを考えていきます。

そうしますと、1つは、裁判に頼らなくても解決できるという場面があるわけですし、それぞれの紛争当事者が交渉や調停などの手法で自ら解決すると。これは先ほどの「ルール作り」のグループでも強調されていた合意形成というのがあるのですが、合意形成をしていって、自分たちの力で自力で解決していくという場面が1つ考えられるのではないかと思います。

そうしたような授業を1時間目に考えました。つまり、裁判ではなくて別の方法で紛争を解決するという手法をある程度学んでみようと。

そして、2時間目と3時間目に、そのような裁判とは異なる手法ではなくて、やはり紛争が行き詰まってしまって、どうも自分たちで解決できない場合に裁判が出てくる。そうしたような場面を設定しまして、どのように裁判というものが進められているのだろうかということを考える授業を、とりわけ2時間目に設定しました。

そして、やや観点は異なりますけれども、3時間目に、裁判は大きく言って民事裁判と刑事裁判がございますので、刑事裁判の方の、それも刑事裁判の手続きを学ぶと

いう授業を3時間目に組んだ，こういう経過になっております。

ですから，生徒はこの全体の3時間の中では，とりわけ1時間目，2時間目あたりで紛争に直面して，そしてそれをどう解決するのかといったようなことを学んでいくというのが1つの特徴かと思えます。

このような学習において私たちが求めている力というのは，問題を発見する力。いろんな事例がある中で，どこが問題になるのかということがわかる。あるいはそれを分析してみる。あるいはそこで解決案を実際に作ってみる。そして仲間と議論する中で意見を変えたりとか，相手を説得するだとか，そうしたようなことを体験する。そういう，広い意味で議論する力を養いたいなというふうに考えました。

3ページに参ります。単元を，大項目，中項目というのは指導要領上の表現を使っております。大杉委員が最初に提示されたものと同様なんですけれども，小単位として「人権の尊重と裁判所」ということで，全3時間で組んでみました。これは中学校の現場では司法に実際に割ける時間というのは3時間程度であろうということから考えているわけなんですけれども，しかしそれだけでは足りないなと思いましたので，実際，選択の社会科などでできる授業ということで，さらにプラスアルファの授業も考えて，裁判を傍聴するというような授業や，模擬裁判をやってみようといった授業をさらに組み合わせることを考えました。その3時間の授業を全体必修でまずやった上で，さらに学習を深めたい生徒には最終的に模擬裁判ぐらいのところまでいけないかというふうに考えて，今プラン作りを進めているところでございます。

そして，3ページから4ページにかけて，具体的なケースを載せておきましたので御覧いただければと思います。

私たち，「司法グループ」担当者3人は，偶然，学生時代に法律を少しは学んだといますか，学んできた経験がありまして，そういう経験をお互いに交流しながら話をしてきたのですけれども，実際作ってとなると，とても難しいなと思いました。とりわけ，学生時代に学ぶ教材は，御存じの方も多いかと思えますけれども，いわゆる判例百選のようなものが法学部の学生でも使われるわけです。そのようなものが1つのイメージとしてあるわけですね。一定の判例にはどんな事件があるか。それに対して裁判官はどんな判断を下したか。その理由は何かといったものが示されます。

ところが，これを中学校の授業で応用するとなりますと，あまりにも事例としての中身が薄いわけですね。XとYが登場してきて，それを数行でもって書いてあるとい

う状態なんですけれども、今回一番苦労したのは、どんな事例を使うかという点です。これは学校の教員ですと、事例がなかなかつくれないんです。どうしても判例百選のレベルで、数行の事例を挙げて考えてみようみたいな授業が多くなってしまいますけれども、もっと事件に深く関わって行って、一連の事件の中から何が法的に問題になってくるのだろうかということを考えさせるためには、まず何といても詳しい事例が欲しかったのです。それが私たち現場の教員にはなかなかできなかったので、法的助言グループの先生方をお願いしまして、いろいろなアイデアをいただいたりしました。

それが、一番最後に資料という形で載せてあるものなのですが、8ページ目ですが、後で御紹介したいと思います。

1時間目は、その資料は使いません。1時間目は裁判の役割とは何だろうという主題に即して考えてみました。現在は、学校の寮生活をめぐる紛争を取り上げて、ワークシートを使って紛争の内容を理解し、どうやったら解決できるかを交渉や調停という方法を使って学ぶという、こういう学習を1時間目に考えております。

学校の寮生活をめぐる紛争というのは、本当に議論に議論を重ねてやっとここまでたどりついたという状態で、今現在できていないので、今日ここに御紹介できませんでしたが、当初は兄弟喧嘩を考えてみました。しかしその兄弟喧嘩から法的な紛争となってくると、なかなか困難な面があるので、他人との関係ということで、しかしそれでいて、身近なという観点から、学校の寮生活における私人間紛争というものを取り上げまして、そこでお弁当などの所有をめぐる争いだとかそういうようなことを含めて法的には考えます。しかし、法的な問題で解決できないような友人関係というものがありますので、法によって解決できるものや解決できないものは何だろうかといったような観点も含めて、1時間目で考えさせたいと思っております。

それから2時間目、これがある意味でメインになる部分なのですが、民事裁判、そして交通事故をベースに考えました。交通事故を起こした加害者がどのような責任を負うのか。これは民事責任と刑事責任、両面が出てきますので、2時間目には民事責任、3時間目には同じ事例で刑事責任を負うという、こうした形で構想を立てております。

交通事故の事案については、の基本的な事実はわずか3行で示してあるにすぎません。けれども、そこに付加的な事実としていろいろなものが入ってきます。法的助言

グループの先生から、こうしたようなアドバイスをいただきまして、から のケースはありますけれども、できるだけ授業はシンプルなものがないと考えておりますので、基本的な事実をまず示した上で、順番に付加的な事実を紹介しながら、この場合はどういうふうに考えたらいいのだろうかという形でもって、から まで順番にやっております。

ワークシートを用いて、実際にこのような事例に、それぞれ加害者と被害者の過失割合がどのくらいなんだろうかという、裁判でも実際に、裁判官はそのような立場で考えられるというお話を伺いましたので、過失の割合はどの程度あるのかということ、生徒がこの事例から考えて、原告と被告がそれぞれの立場で主張できることは何かということ、1つの事例から？ んでいって、お互いに主張してみる。そして、実際にどのような費用がかかるのか、そこからどのような費用を加害者は弁済しなくてはならないのか、幾ら支払わなくてはならないんだろうかといったようなことを考えさせていく。そのような、裁判における原告と被告が、先ほど申し上げておりますように、根拠や論拠を伴って主張する立証活動の応酬の過程、そしてその過程から最終的に裁判官はどのように決定していくのだろうかといったことを擬似的に体験するような授業になろうかと思えます。

それから、3時間目は、同じ事例なんだけれども、実は刑事裁判も起きてくるという話で、ここでは8ページに紹介しました資料では、既に事実認定は民事と基本的に同じようにやればよいというふうに考えましたので、事実認定の問題はこちらに置きまして、このような、加害者が起訴されるまでの過程を順番に追っていくという授業を考えています。したがって、警察官や検察官の役割は何だろうか、弁護人は何をやるのだろうか、そして裁判官は起訴されるまでの過程で、一見全く無関係のように見えるのだけれども、裁判官もいろいろな役割を果たしているのですね。そういう過程をやっていきます。

ただ、手続を順番に教えていくということになりますと、一方的な教え込みになりますので、それをカードを用いて考えさせるといったような形で、生徒をグループに分けてカードを使って、この場合にどのようなことをそれぞれの人たちがやるのかなということを考えさせながら進めていくという方向でもって、最終的に刑事裁判における無罪の推定とは何だろうかとか、裁判における起訴状一本主義とは何だろうかといったようなことが分かるということを目指して授業というものを進めていこうと考

えております。

時間がなくなってしまうまして申し訳ございませんが、最後に、このような授業を踏まえて、7ページに、さらに興味が湧いた生徒のためには、裁判所見学。これは全校生徒でも行くことは可能かと思えますけれども、数百名が一度に傍聴なんてことはできませんので、グループを作って傍聴する。それから模擬裁判に取り組む過程で、専門の弁護士さんや裁判官の方などの支援を得て、こうしたものを作るというようなことを、刑事裁判を1つのベースにして考えてみよう、今進めております。

以上です。

土井座長 ありがとうございます。

それでは、早速、質疑応答、意見交換に入りたいと思います。どなたからでも結構ですので、お願いします。

また、私法グループの授業を参観しておられる委員の方々も多いと思いますので、その感想などを含めてお聞かせいただければと思います。いかがでしょうか。

沖野委員 裁判員制度みたいな話は、司法グループのところで取り上げられるという構想なのでしょうか。

吉田先生 裁判員制度そのものを扱うというプランにはなっていません。そういうふうな形は構成されていないのですね。ただ、裁判員と将来なっていく子どもたちですので、授業の過程では、事実をしっかりと見るとか、それから刑事裁判ですので手続きがどのように進行しているかということが分かるということをも1つのベースにしていて、取り立てて裁判員制度を教えるという形にはなっていないということなんですけれども。

土井座長 このあたりいかがでしょうか。

沖野委員 今回の教材の基本的な視点というのは、それぞれの人が主体的な関わりを持っているんだということをいろいろな分野で認識してもらおうということが1つの機軸ではないのかなというふうに考えておりました、私法のところだと、だからこそ

私的自治が取り上げられ、あるいはルール作りについても自分たちで作っていくんだと。憲法についてもそういう視点なのかなというふうに思っておりまして、そうすると、司法というのは、特に裁判員制度どうこうということよりは、国民の司法参加みたいな話がもう1つの軸になるのかなという気がしたものですから、そうすると、その制度そのものというよりは、司法制度に対してそういう主体的な関わりという視点が出るとすると、裁判員制度みたいなものが入ってくるのかなというふうに思いました。非常に素朴な感想で、それが適切なのかどうかというのは、むしろ他の委員の先生方からお伺いしたいと思います。

土井座長 裁判員制度をどの程度詳しく導入していただくかというのは、これは御検討いただければと思いますが、今、沖野委員から御指摘があったように、司法参加の問題はやはり触れていただいた方がいいのではないかと思います。主体的に関わっていくということは重要なんだと、そういう観点で裁判員制度に触れていただくことは必要ではないかと思います。もちろん、具体的に裁判員制度がどういうシステムになっていて、どういうことをするのかというのをどの程度詳細にやられるかというのは、これは中学校の段階で、どこまでやれるかという問題もありますので、少し御検討をいただく必要があろうかと思いますが、司法参加そのものは何らかの形で触れていただいた方がいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

絹川委員 司法参加に直接関わってくるところなんですが、司法グループにおいて、司法過程のところ注目されたのは非常に面白いなというふうに思いました。その中で交渉とか調停についていろいろ体験していくというところは、まさに司法参加ではないかと思います。司法といっても裁判所に行くだけが司法ではございませんので、そういうことをいろいろ体験して、ここを手厚くやっていくのは非常に重要ではないかなというふうに思いました。

最初の御説明を聞いたところでは、その辺、あまり詳しくはやらないのかなと思ったんですが、単元構成のところの御紹介において、そこを相当詳しくやるんだというふうなお話ですので、いいお考えではないかなと思いました。

他方、やや、その関連では、その後に行われる民事裁判とか刑事裁判については事例がちょっと細か過ぎるのかというような気がいたしました。交通事故の事例が拳が

っていたのですが、裁判の現場でも相当悩むのかなというような事例が挙げられているように感じました。いろいろ議論していくことは重要だと思うのですが、あまり細か過ぎる事例を取り上げてしまうと、興味本位の議論に子どもが流れてしまうのではないかなという懸念がちょっといたしました。

土井座長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

大場参事官 裁判員制度との関係ですけれども、沖野委員から御質問のあった点、これはいろいろな考え方があると思うのですが、裁判員制度が入ろうと入るまいと、民事だろうと刑事だろうと、司法の仕組みがどういうふうな役割を果たしているのかというのは学んでおく必要があると思うんですね。ですから、よく裁判員教育とか言いますけれども、その前提となる司法というのが、刑事裁判、民事裁判はどんなふうになっていて、どんな機能を果たしていますよということを学んでもらうということも非常に重要なことではないかなというふうに思います。したがって、教材の作り方は、またそれに加えて、裁判員あるいは国民の司法参加に特有のものがあるとするれば、それも入れていただくということも1つの考え方なのかな、そんなふうに思っております。

土井座長 ありがとうございます。そのほかの点、いかがでしょうか。

荻原委員 感想なんですけれども、私は皆さん素晴らしいなと思ってしまいまして、私は勘違いしていたところがたくさんあったので、本当にこれが子どもたちにこうやって教えていただければ、全然考え方が変わるなと思いました。特に憲法のことについて「エライ」人が決めるというのは、私もそう思ってしまったり何かしてしまっていて、そこから入って、「エライ」とは何とか、みんなが決めちゃいけないものというのが、これは大人の社会でも、みんなが決めてはいけないものをみんなが多数決で決めちゃったりすることがあって、もしこういう、太字で書いてある原則みたいなもの、「個人の尊厳を否定するもの」だとか、「少数の特定の集団が不利益を被ること」とか、こういうみんなが決めてはいけないものというのがもしあるのであれば、いろんな固有名詞を覚えるよりも、こういうものこそ暗記させてほしいななんて思いましたね。これはきっと一生役立つだろうなと思ったので、こういう言葉は是非教科書に書いて

ほしいなと思いました。いろんな固有名詞ではなくて、こういう大事なこと。

そうすると、いろいろな紛争が起きたときに、それこそマンションで駐車場を作るというときに、うちは1階ですけれども、家の前に駐車場を作るという話が多数決で決められちゃうことがあるんですね。それは特定の少数の人が不利益を被るだろうということに当てはまるじゃないかとか、議論ができるのですけれども、そういう言葉がないために議論に参加できなかつたりしますので、本当に教えてほしいことは、こういう原理・原則を学校で知りたいなと思いました。だから、憲法グループの教材の作り方は、本当に目からウロコだったので、本当にこういうことを教えてくれたら、一生役立つ知識になるなと思いました。

あと、私法グループの方も、コンビニのおにぎりから始まっていきますけれども、だんだん面白くなるという感じがしたんですね。多分、子どもたちが3時間目にすごく興味を持ったと思うのですけれども、私も、お話を伺って、だんだん面白くなってきたなと思ったのですけれども、反対に、どちらかというところ、コンビニのおにぎりの部分の原理原則みたいな、どこからが契約で、どこからが契約ではないかというのは、そんなに時間をとらなくてもいいんじゃないかなんていう気がしました。2時間目からが面白かったなと、本当に後半が面白くて、その辺がいいなと思いました。

土井座長 どうもありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

鈴木委員 私も永野先生の授業を見させていただいて、荻原委員と違うのですが、僕はむしろ1時間目が、ちょっと長過ぎたかなとは思ったのですけれども、あれをやっていただいたおかげで、子どもたちが身近で買い物をしているのが契約なんだというような理解です。それから契約って何なのかなと。それも自由意思なんだ、意思が合致しなければいけないんだというところが、あそこで何となく、子どもたちにわかったなと。

それから、解除できるかできないかの2時間目のときには、規約に、お店に行ったら替えてもらえるよとか、でも、これは解除できないよとかというような話の中で、子どもがぱっと言ったりしているのですが、ああいうところをもう少し拾ってあげると面白いのかなというふうに思いました。

あと、憲法はなかなか難しい問題なのに、本当に御苦労されて、いいものができて

きているなと思いました。

司法の方ですけれども、先ほどあった裁判員の関係は、大場参事官が言われたように、私も基本的な裁判の仕組み、考え方というところを子どもたちに理解してもらおう。恐らくその部分が手続だとか裁判所という名前だとか、弁護士だとか、検察官とか、そういう名前はわかっているけど、どんなことを考えてやっているのか。偉い裁判官が、最後はきちんと判断してくれるんだという考え方が強く残るだけの授業になるおそれがあるのですが、それがこういう形でやることで、例えば民事で言えば私的自治の延長で、当事者が出さない証拠は裁判官も判断できないということがあるわけですね。ですから形式的真実だとか何とか言うわけですけれども、そういうようなことが結びついていく、先ほどの司法グループからの話とうまく結びついていくような形で出てくると、民事裁判というのももう少し活性化できるのかなと。

それから、絹川さんがちょっとおっしゃっていたように、交通事故は確かに事例としては、1時間でやるにはいろいろなことが出ているので、これは事例を選ばれて子どもたちに議論をさせればいいのかと思いました。

あと、裁判も弁護士あるいは検事、裁判官が主役ではないはずなんですね。あくまでもその人、民事で言えば当事者、刑事事件であれば被告人であり、検察官もいるわけですけれども、そういう立場なので、案外役割分担をさせて、被害に遭った人は何が言いたいとか、あるいは加害者側はどういうことを言いたいとか、そういうようなことで出してあげると、もう少し出てくるのかなという感じがしていました。ただ、その後、模擬裁判もやられることもあり得ることなので、この時間でどこまでやるかというのはあると思います。でも、よくまとめられていると思いました。

土井座長 どうもありがとうございます。

各教材は非常に工夫されておられて、いい報告をしていただいているというふうに思います。あと少し、この4つの教材の相互の関係をどういうふうに調整していただくか。これは総監修の役割でもあると思うのですが、例えば、先ほど永野委員からもあった、製造物責任の問題がここに突然出ていて、非常にわかりにくいという指摘があります。それは確かにそうで、ずっと契約の話をしてきて、いきなり不法行為の話で、しかも不法行為法の原則に触れず製造物責任に入っていますので、制度からすると、どうして契約の後に突然この問題が出てくるのかということも多分あると思うので

すね。もちろん時間の関係はあるのですが。

ところが裁判の教材方では、損害賠償をやっておられて、多分これがその不法行為に基づく基本的な損害賠償の在り方に触れておられる。事故の場合は保険の問題があるんですけども、やはり不法行為の典型事例の一つであって、それがあって、それとの関係で、製造物責任を消費者の保護の観点から、この原則に修正を加えたものとして取り扱うべき問題でもあります。

それと、もう少し言えば、契約というのは個人個人が対等なものとして結んでいくものなんですね。ところが消費者契約の問題は、一方は弱者という問題で、それをどう是正するかというのを、これは実は国会を通じてみんなで決めているんですね。個々の当事者に任せるのではなくて、そこに力の不均衡があるから、だからみんなで決めるんだという形で決めている部分があって、当事者の在り方というものを直接反映させないという形で全体公平に決めるという多数決を使っているという部分もありますね。その意味でルールを作るといふことの重要さ、なぜルールを作らないといけないのか、そのルールというのはいくらで決めないといけないのだ、だから国会なんだという話にもつながるので、それぞれの教材が相互に関係していると思うんです。その相互の関係をどういうふうに整序するのかということが一番最初に大杉委員からおっしゃっていただいているような点であると思いますし、組み合わせによっては時間のバランス、あるいは教え方の順序ということにも関わってくると思いますので、個々の教材を十分に開発していただくということと、それぞれの相互の関係を調整していただいて、ビジョンを分かりやすくするというのを工夫していただければというふうに思います。

それと、既に4人の先生方から教材例を作る過程で行われた、学校の先生方と法律実務家との意見交換についても触れていただいたわけですけども、法律実務家として参加していただいた方からも少し感想をこの場で伺いたいと思います。法的助言グループとして御参加いただいています後藤弁護士から。

後藤弁護士 後藤でございます。法律実務家として、今回、教材作成に参加させていただき、非常に楽しく、また、勉強になりました。

感想ですが、教師の先生は、とくに、生徒さんの興味やレベルの把握のしかたが、やはりプロだと感じました。獲得させたいものとそれに向けての授業展開の技法につ

いて非常に参考になりました。このような面は、私たち実務家には無理だろうと思いましたが。子どもたちに対する法教育の主力は教育者の先生が担うのがふさわしいと思いました。

気づいた点ですが、教材作成の過程で法律の考え方などについて、いろいろとお話をしたのですが、すぐには理解してもらえなかったことがありました。

まず、言葉の問題で、例えば私法の世界ですと、私的自治、自己責任、契約自由、自己決定などの言葉があります。これらについては、我々法律実務家は当たり前のごとく使っていますが、それが教員の方にはなかなか伝わらない、理解してもらえない、そのところをどういうふうに分かっていただくかというところで、当初、かなり時間を費やしました。

それと、教科書の影響か、あるいは指導要領の影響かもしれませんが、私法の関係では、消費者保護というのが一番最初に出てきてしまうようです。私法の原則である私的自治よりも例外である消費者保護が最初に出てきてしまう、そんな感じを受けました。法律家からしますと、違和感を感じます。どうして例外的から入るんだらう、原則はどこへ行ってしまったの？という印象を受けます。きちんと原則を押さえてから例外を学ぶべきだらうと思います。

それと、教員の方は、法やルールというものを狭く捉えすぎなのかなという印象も受けました。どうも裁判＝法律と捉えていらっしゃるのかという気がしました。裁判というのは例えば病気とか健康とか、そういう話でたとえ話をしますと、ひどい病気で、外科手術をするというような位置づけだらうと思うのです。体の状態にはいろいろとありまして、健康なレベル、病気でないぐらいのレベル、外科手術を必要とするレベルがあります。法やルールは、外科手術を必要とするレベルのところだけで使うものではなくて、日常生活の中でも十分使える、そういう基礎的なものなのではないでしょうか。

また、公法のところでは、私どもは、自由で公正な社会を支える基本原理などと言うのですが、その中身については、深くは理解されていないようです。これは社会の根幹に関わる重要なことなので、これを分かりやすく、一般市民の方に伝える努力を、法律家の側で今後、工夫していかなければいけないということを痛感いたしました。

法教育の普及のためには、教育の専門家の理解を得る、そして、教育の専門家と法律専門家が密接な連携をしていくことが必要ですし、極めて有益だらうと思います。

現在のところ、制度としてそういったものはありませんし、私がいる茨城県でも、教師の方々と教材作りとか教え方、内容についての意見交換をする場というのも持たれておりません。これは極めてもったいないことだと思いますので、何らかそういった公的なシステムを作っていただければというふうに思います。

それから、法教育は、法を勉強するわけですがけれども、法の限界についてもちょっと触れておいていただいたほうがよいと感じました。なぜかといいますと、法律のことを知れば知るほど、何でも法律でもって解決しようとするような考え方が生まれてまいります。俗に言う悪しき隣人になりかねない面もあります。例えば家庭の中の問題についてもすべて法律で解決するかというと、望ましくない面もあります。問題を解決するための道具として法は有効な手段ではありますが、けっして万能ではない。一方で、ルールを使い、公正に解決するという考え方も必要だと思いますが、ケースによっては、ルールを使わないほうがいい場合もある、たとえばモラルによる解決がいい場合もあると思います。法教育を考える場合、モラルもセットで考えないと、バランスが悪いような気がします。法だけでは、どうしても将来、悪しき隣人が大量生産されるような、ちょっと住みにくい社会になるような気もします。

また、法は、あくまでも裁判とか、そういう特殊な場合でしか使わないというふうになりますと、自分たちには、あまり関係ない、ふだん使えないものなんだと捉えられてしまいます。しかし、法教育は、ルールに基づく公正なものの考え方を身につけてもらう、日常生活の中で使える基本的なものの考え方なんだ、そういう思考のフレームワークを身につけてもらうものだというのを、もう少し分かりやすい言葉で訴えていければいけないと痛感しました。

今回の教材ができることによって、ある程度は教員の先生方に伝わるのだろーと思えますけれども、法教育の魅力や必要性について、もう少し分かりやすい形で、もっとPRできれば、さらに普及するのかなと感じました。

土井座長 それでは、同様に、参加していただいております丸山部付から、よろしくお願ひします。

丸山部付 丸山です。私は主として司法のグループと憲法グループの検討に参加させていただいています。司法グループで吉田先生から御紹介していただいた事案は、基本

的には最高裁の大森局付から御提案を受けたものなのですが、実務的経験があるということで、いろいろな具体的な事例が出せるということが、今回、法律実務家としてお手伝いできたことかなというふうに思っています。先ほどから、絹川委員、鈴木委員から若干、事例、事実的なものが多いのではないかと御指摘もありまして、それは確かに司法グループの中でも検討していて、生徒たちの発達段階に応じて、うまくこの事実を隠したり出したりしながら、生徒のレベルに合わせた検討をしようというふうな話はしておりますが、例えば将来的に裁判員になっていった場合に、様々な証拠から事実を認定して行って、その事実を総合的に判断して、一定の判断を下すというような能力が求められるのだらうというふうに思っていますけれども、ここは様々な事実の中から、要るもの、要らないものを自分で判断して取捨選択をして、そして自分なりの最終判断に持っていく、そういう最終判断の香りぐらいを中学校の段階で味わってもらえればということで、こんな事例を置いてみました。

そういう意味では、裁判員制度というものを直接取り上げているわけではないのですが、裁判員になったときに恐らく求められる能力のすごくベーシックな部分について感じてもらえればということで、民事裁判を取り上げているので、本当に制度としては裁判員制度と関係ないのですけれども、事実から結論を導くというところを中学校段階で味わってほしいという意味で、こんな設定にしています。

そういう意味では、先ほど吉田先生からありましたように、この事例を作るのが難しいのだというお話があって、こちらからいろいろ御提供したと、こんな経緯がありまして、そういう意味では、逆に言うと、法律実務家になって業界に入ってしまうと、一般の方がどこが分からないのかということが分からなくなってしまうので、今回、先生方とお話をさせていただきながら、一般の視点から見るとこういう法的なところが分からない、こういう教材の中でも、どういうところの視点を出せばいいのか分からないというふうに言っていたので、そこをこんな形ではどうですかという形で御提供していったので、やはり継続的に教員と法律実務家が話し合うような取組みというのは非常に重要ではないかなというふうに思いました。

もう1つは、司法手続に関する正確な知識を御提供できるというのも法律実務家ならではのかなというふうにも思いました。生徒さんに、ある程度、司法手続などは大雑把に教えてもいいところはあると思うんですが、いろいろ生徒さんから質問された場合に先生方はきちんとお答えいただけるように、司法手続に関する正確な知識を

持っておいていただくことは重要ではないかなと思います。特に裁判員制度が導入されて、国民誰もが刑事司法に関わるという可能性があるとしみますと、刑事手続というのはだんだん国民の常識になっていかなければいけないのではないかと考えています。その意味からすると、先生方にまずもって正確に御理解いただく必要がある。そのために基礎資料である正確な法的知識を法的助言グループから御提供するというのも1つ重要なことではないかなというふうに思っております。

私は憲法グループにも参加させていただいているのですが、こちらは土井座長から御助言を得て進めていただいておりますので、私の方からは以上です。

土井座長 どうもありがとうございます。

今、実務家の助言グループの方からも御意見をいただきましたし、先ほど先生方からも御意見をいただきましたけれども、法教育を実現していく上で一体何を指すのか、あるいはどういう理念で行うのかということをしっかり議論した上で実施していかなければいけないわけです。しかも実施するに際しては、やはり正確なことを教えないといけない、いいかげんなことを教えるわけにはいかないというのが重要な点でありますし、他方では、正確なことをわかりやすく、かつ子どもたちが理解できるような形で教えないといけないという要請もあろうかと思えます。その要請を実現していくためには、学校の先生方と法律家が十分に協同して、教材例あるいは教授方法の開発に努めていかないといけないのではないかなというふうに思います。

そのためには、そういう協同作業をどういう場で行うのか、あるいは、どういう仕組みでそういう協力関係を構築していくのかということが今後、法教育を広めていく、あるいは定着させていく上でも重要だというふうに思っていますので、今後この点について検討していく、あるいは一定の方向を出していきたいというふうに思っております。

それでは引き続きまして、本日2つ目のテーマに入りたいと思います。

法教育をどういう形で広めていくか、あるいはどういう形で定着させていくかという点で、今申し上げました教材の開発ということも重要な点ではありますが、実際、今度は法教育の担い手である学校の先生方にどういう形で法教育の重要性を理解していただくのか、あるいはそれを実施していく上で基礎的な法的知識をどういう形で習得していただくのかという点も大きな問題になってこようかと思えます。

学校の先生方が様々な知識あるいは教育技法を身に付けられる過程としましては、

教員免許を取られる前の教員養成課程と、先生になられてからは、各種の研修があるうかと思いますが、この点につきまして文部科学省の方から御説明をいただきたいと思います。本日御説明いただきますのは、文部科学省初等中等教育局教育課程課の吉富芳正学校教育官であります。では、吉富教育官、よろしくお願いいたします。

吉富教育官 文部科学省の吉富でございます。お手元に資料3として一枚紙があるので御覧いただきたいと思います。これは「教員研修の概要」を簡潔に整理したものでございます。

もともと、教員養成では相当免許主義の原則というものがありまして、しかるべき資質、能力を持った人を養成課程で養成するわけですが、採用された後も、全職にある期間、研修というものが、その職の性質から求められているということでもあります。法律でも、教員はその職責を遂行するために絶えず研究と修養に努めなければならないということが定められておるわけでもあります。

2と3のところを一緒に御覧いただきたいと思いますが、どういうところがどんな研修をしているかということです。これは実は、上から行くより、下から見ていった方がよろしいかと思えます。まずもって、そういう職の性質もありますので、教員が個人としていろいろな研修に参加なさる。自分自身で計画して研修をするという部分があるわけです。

それから、これもよく見られるのですが、あるリーダー的な方のもとで私的な勉強会を作っておられるということもあります。また、教科教育等の研究団体の研究会、研修会に参加するということがあります。

それから、2の下から2つ目の「 」ですが、学校として校内研修を計画するということがありまして、学期に何回とか毎月第何曜日は講師を呼んで研修をするということがあります。

それから、2の「 」の下から3つ目、4つ目、これが教育委員会が実施する研修ということです。計画的な研修については一義的には任命権者が行うことになっておりまして、都道府県教育委員会が行う。指定都市と中核都市については、それぞれの指定都市、中核都市の教育委員会がやるということになっており、さらに、市町村の教育委員会も研修ができることになっております。

3を御覧いただきますと、真ん中の括りのところが都道府県、指定都市、中核都市

が行う研修ですが、法律で定められている研修というものがあまして、それが の初任者研修と10年経験者研修というものであります。これらはいわゆる年次研と言われるもので、法定のもの以外にも5年とか15年とか、それぞれの実情で実施されているわけです。

それからあと、職能とか専門的な研修、長期派遣とか社会体験など、いろいろなタイプの研修が教育委員会で行われております。

国は、リーダーとなるような方々の研修を担うということで、筑波にあります独立行政法人教員研修センターというところで研修を企画しております。管理職になる方の研修とか、喫緊の課題についてのリーダー養成の研修などをやっております。

以上が大体研修のあらましでございます。教育委員会が行う研修、国が行う研修等々で、これから法教育に関わる部分をどうするかということもありますし、それからもっと個人なり研究団体なりの研修に、どういう支援が得られるかということもあるかと思えます。そういった条件整備といえますか、協力体制の構築ということも必要かと思えます。ほかの例で申しますと、例えば税について言うと、各地に社会保険事務所がありますけれども、そこで中高の社会科、公民科の先生向けの年金セミナーをやっていただくとかいう例があります。あるいは教科教育研究団体に、ある社団が協力して、経済のセミナーを行う。あるいはそういった社団等の公益法人自身がセミナーをやる。あるいは一般の株式会社等の企業がセミナーをやるとかいうものもあります。これらは有料のものも、無料のものもあるようでございます。そういった教員を取り巻く研修の制度とか支援の状況を御報告申し上げました。

土井座長 どうもありがとうございました。

それでは引き続きまして、本日は、教員研修に法教育を取り入れた先進的な取組について御紹介いただくために、ゲストとして野坂佳生弁護士をお招きしております。野坂先生、本日はどうもありがとうございます。

野坂先生は福井弁護士会に所属されておられますが、福井県内の中学校などで法教育の授業を担当された御経歴をお持ちだということでございます。

今回は、野坂先生が福井市教育委員会に働きかけをされたことがきっかけで、教育委員会の研修の1つとしての法教育が取り入れられ、約40名の受講希望の学校の先生方に野坂先生御自身が講義をされる予定と伺っております。それでは、野坂先生、

よろしくお願いいたします。

野坂弁護士 福井弁護士会の野坂でございます。本日はお招きいただきまして大変ありがとうございます。

私自身が法教育に関わるようになった経緯を簡単に自己紹介すべきところかも知れませんが、10分ないし15分という時間をちょうだいしておりますので、その辺のところは『自由と正義』に寄稿させていただいた拙文を御参照いただきたいと思います。

それで、今日の話の内容ですけれども、今ほど土井座長から御紹介をいただきました、福井市教育委員会の夏の分野別研修の中で、中学校の主として社会科の先生を対象に、実際に私が行う授業を体験的に受けていただいて、その後に感想等をお聞きしながら議論、討論をしようというような企画をさせていただきました。

第1点としては、なぜこのような企画をしようと思うに至ったかという経緯の部分をまず前半でお話しさせていただきたいと思います。後半の部分では、これまで私自身が、法教育の普及に関する活動をやってきました、今後の課題と考えているところを若干お話させていただきたいと思います。

それで、お手元に、資料4というA4版1枚の資料を配付させていただいておりますけれども、第1項から第3項までのところが、ここに至る経緯に当たる部分でございます。これを最初から全部説明していくと時間がございませんので、ポイントだけ、かいつまんでお話をさせていただきたいと思います。

もともとは、ちょうど平成14年の春に私が福井弁護士会の会長になったときに、司法制度改革との絡みで、司法教育というものを推進していかなければいけないということがありまして、それまで弁護士が学校に行き、生徒相手に話をするというようなことは、あるのはあったのですが、すべて学校の先生とひとり一人の弁護士との個人的なつながりですね。たまたま高校の同級生だから来てくれとか、そういうことだけでやっていたのを、もうちょっと組織と組織との関係にしたいということで、福井県の教育委員会と福井弁護士会という、お互いに組織が窓口になってやろうということで始めたのがきっかけでございます。

ただ、このときに私が考えていたのは、今ここで検討されているような法教育ではなくて、出前授業と出前講演という話で、消費者教育であるとか進路指導であるとか、

そういったものを考えていたわけでございまして、弁護士会の方で弁護士が行けば、こういう話ができますよというメニューを作って、それを教育委員会にお持ちしたわけでございます。そのメニューの内容というのは、ここで言っている法教育的なものというのは入っていない形でありました。

それが、その年の10月に関東弁連の法教育に関するシンポジウムがありまして、会長だということで、たまたま私が出席したのですけれども、非常に感銘を受けまして、そのシンポジウムから帰ってすぐ、大幅に軌道修正をしようということで、大きく舵を切って現在に至っているということでもあります。

ただ、それまでにとっかかりを作っておりました、弁護士が行って消費者教育みたいな話をするようなことも捨ててしまったわけではございませんで、それこそまさに弁護士でなければできない部分なので、学校からのニーズがある限りは、それはそれで続けようということで、平成15年度の1年間に限りまして大体35回ぐらい、福井弁護士会の弁護士が学校に行って、そういった話をしています。

このときに、弁護士会が提供していたメニューの中で、人気のテーマといたしますか、学校側から要望が多かったのはどういうものかといいますと、ベストワンが「パソコンと携帯電話の甘い罠」というテーマでございまして、2番目が「いじめと人権」、3番目が「法律家という職業」、これは進路指導の絡みなんですけれども、こういったところの要望が非常に多かった。

少なくとも今の時点で学校側が弁護士に対して期待している話というのは、こういうことなんです。要するに進路指導か、もしくは非行防止に関わるようなことを、弁護士に対して教育現場が求めているのは間違いないというふうに思います。

これはこれで続けているわけでございますけれども、それとは別に、関東弁連シンポで提言されたような、本来の意味の法教育というものを少しでも学校現場に取り入れていただくための活動としては、いろんなところで模擬授業をやったり、あるいは県の教育委員会の委員さん方との懇談の場を持たせていただいたりということをやっているわけです。例えば、第1項の「初年度」と書いてあるところの2番目の項目です。「関弁連シンポ報告を受けて大幅軌道修正」と書いてある次のところに「県教育委員との懇談」というふうに書いてありますが、これは福井弁護士会から3人ほど行きまして、教育委員全員と30分ぐらい、説明と懇談、意見交換の場を持たせていただきました。

このときの反応は賛否両論というふうにレジュメに書いてございますが、この賛否両論は、中間的な意見というのはあまりなくて、かなり賛成、反対と両極端に分かれたんですよね。「素晴らしい。明日からでもこれは実践すべきだ」と言われた方もおられれば、「これはちょっとどうなんだ」と。要するに時期尚早じゃないかというようなことではなくて、むしろ否定的な見解を述べられる教育委員の方もおられた。

否定的な見解を述べられた方というのはどういうことを懸念しておられたかということ、正に先ほど後藤弁護士さんが言われたような、要するにこういう教育をするということは悪しき隣人を大量に作ることにならないのかと。アメリカでは例えば20年くらい前からこういうことをやっているということだけれども、アメリカの社会というのは今そんなにいい社会になっているのかというような懸念を示される教育委員の方がおられたのは確かです。

ただ、ここのところは、決して我々は悪しき隣人を大量生産するような教育をやろうとしているわけではなくて、誤解があることは間違いないと思うんですよね。法教育といったときに、すべてを乾いたルールで割り切るような社会をつくろうとしているわけでは決してないというところは、時間をかけて説明させていただければ分かっていただけのもんと思っておりますが、最初にぱっと聞いたときに、そういうイメージを持たれる方も少なくはないだろうということを、このときに感じました。

それから、第2年度のところの上から3番目の項目、「学校現場へのプロモーション」というところの項目がありますけれども、昨年、福井県の教育研究所というところで、これは先生方の研修機関なんですけれども、高等学校の社会科の先生方を対象に、法教育に関するテーマを研修のテーマとして一度取り上げていただいております。希望者だけの参加ということでございまして、20名弱の先生にお越しいただいたかと思えます。このときに、私自身がいろいろな学校でやった模擬授業の様子などもビデオで流したりしながら御説明をさせていただいたわけですが、先生方の反応は好評は好評だったんです。「そうか、こういうものだったら素晴らしい」というふうに、大体皆さんおっしゃっていただいたのですけれども、1つは、その好評の中身が、私が予想していなかったような好評でございまして、生徒にとってどうということの前に、先生、教員自身が、今、社会あるいは子どもの親、要するに学校の外に対する説明責任、アカウンタビリティというものを非常に強く求められているんだと。そのときに、例えば学校の中で喧嘩みたいなことがあって、それに対して学校が

どういう処置をとったかということをお客様さんに説明しなければいけないときに、こういうような基本的な物の考え方を知っているということが、我々自身にとって非常に役に立つように思うというような感想が結構ありました。

もう1つは、素晴らしいですねという話なんだけれども、実際に、先生方、御自分の学校でやってみられませんか、バックアップしますから、御自分の学校で授業の中でやってみられるおつもりはありませんかというような話になりますと、かなり、ほとんどの先生がしり込みをされるわけです。

しり込みをされる理由は何かということ、先ほどの話と重なるのかもしれないですけども、先生方自身が、法教育がベースとしている基本的な法的な物の考え方とか、今の近代立憲民主主義社会が寄って立っている思想的なベースみたいなものを、御自分たち自身があまり体系的な教育を受けてきておられないのですよね。簡単に言ってしまえば、自分自身の知識に不安があって、教える自信がないんだという話になってくるわけです。気持ちとしては分かるんで、私も今年の4月から金沢大学のロースクールで生徒に教えていますけれども、自分が何かを教えようと思うと、教えることそれ自体の背後にバックグラウンドの知識というものがある程度ないと、かなり不安を感じるわけです。私自身も研修所のときの要件事実の本とか民事訴訟法とか民法の基本書を一から読み直している状況なんですけど、そういうバックグラウンドの知識というものにある程度自信がないと、なかなか、自分が教えるということについては不安があるというのは気持ちとして分かる。

こういった経過を踏まえまして、2番目の話であります、レジュメで言うと第4項「現在までに感じた問題点と当面の課題」というところにつながっていくわけですけども、まず問題点の第1として考えているところは、いろいろなところで模擬授業をやって、先生方に見ていただくということをやったときに、見られた先生方は、感想としては、非常に素晴らしい、生徒にとって本当に役に立ちましたというふうに言っただけなのですが、それが、その後につながってこない。その後というのは、先生方自身が、これから私も授業でこういうことをやってみたいというところになかなか進んでいかないわけで、そここのところをどういうふうにつなげていったらいいのかというのが、課題の第1点ではなからうかと思えます。

つながっていかない理由は、先生自身が教えるための基礎となるベーシックな知識というものに不安を持たれているということがあるのは間違いないかと思うんですけ

れども、これに対する対応策として1つには、教材とは別に、先生方向けに相当詳細な指導マニュアルを作っていかなければいけないのではないかとこのように考えています。今まで模擬授業をやった中で、福井青年会議所と提携をしまして、小学校の高学年を200人ぐらい、夏休みに集めて、その中の1つの教材として「正義」というテーマの講座をやっていただいたことがあるんですが、これは弁護士が行って教えるということではなくて、青年会議所のメンバーが教える形でやっているものですから、教材だけ弁護士会の方から提供して、教えるのは青年会議所のメンバーが教えるということで、いわば法律の素人が教えるわけです。教えられるようにするために、教材とは別に、相当ページ数のある指導マニュアルみたいなものを作りまして、例えばこういう質問が出てきたら、こういうふうに答えてくださいとかいうようなところまでのものを作っていますが、そういったことを1つやっていかなければいけないのかなというふうに思っています。

それから、二つ目には、先生方自身に、教え方がどうこうということ以前の問題として、教える中身自体を先生方自身がまず学んでいただく研修の機会というものをどこかで作っていかなければいけないだろうというふうに思います。今回の福井弁護士会のミニ・フォーラムの授業も、そういう意図で企画していることではあるんですけども、60分1コマの授業を受けていただいてどうなるというものでもないもので、本当は最低でも3日間午前・午後ぐらいの研修を受けていただきたいところではあるんですよ。それで基本的な物の考え方というものをある程度学んでいただくということが、予備的な作業としては必要になってくるのではないかなというふうに考えております。

課題の2番目といたしましては、学校現場の弁護士会に対する期待と、こちらが供給したいサービスとの間にずれがあるというのは間違いないので、学校現場から弁護士会に対する期待というのは、進路指導と非行防止関係が非常に大きいわけです。ここで検討しているような法教育については、一方では、あまり学校の先生方はこういうことはよく知らないからということがあるんですけども、他方では、では弁護士しかこういう話はできないのかということと、ある程度常識的な判断という部分も強いので、弁護士と学校が連携して何かやっというときに、弁護士の専門性を学校教育の中に活かしていくということと、どうもぴったりとはつながってこない部分があるような気がしています。

ここのところは、我々の職業的な専門性というものが、今の社会システムが寄って立っている基本的な価値観、つまり自立した個人というものをベースとして、個人が自分自身の自由意思と対等な交渉によって社会を築いていくと、そういうものが弁護士の専門的な職業性とどういうふうにつながっているのかということ、一度弁護士会の側でもきちんと整理をして、説明ができるようにしていかなければいけないのではないかと考えております。

3つ目の課題としては、「公立校ではカリキュラムの自由度が小さい」というふうにレジュメには書いてありますけれども、これまで私がやっている模擬授業はすべて国立校、私立校または学校の外でやってるものです。例外的に、私の出身校で1年生全員、全クラスを対象に、公民科の授業の中の1コマをもらってやらせていただいていますけれども、なかなか公立の学校では正規の授業を全学年について1コマ割くというようなことは、今授業時間が詰まっていますので、ただでさえ週5日制になって詰まっているものですから、なかなかその辺の自由度がきかないなということを感じております。

先ほど、青年会議所に教材を提供したという話をしましたけれども、青年会議所は、PTAと連携しまして、土曜日に学校の正規の授業の時間の外でやるという形で、いろんな小学校でやっておりますけれども、こういうような形が1つあり得るのはいくら得るだろうというふうには思います。

しかしながら、正規の授業時間外の課外でそういう試みがあってもいいとは思いますが、それだけで十分かということ、私自身はそれだけでは不十分ではないかというふうに考えております。

以下がまとめということになるのかと思いますけれども、私自身が今の高校卒業のカリキュラムの中で、法教育で教えようとしている中身、コンテンツの部分、簡単にいうと法哲学あるいは政治哲学の基本の基本の部分、それから基礎法学的なものの最も基本的な部分を高校卒業までには何も習っておりませんで、例えば、歴史の授業の中で、ホップズ、ロック、ルソーという名前と、その人たちがどんな本を書いたかということぐらいは習っているんですけども、今の近代立憲民主主義社会というのがどういう思想基盤のもとに成り立っているのかということ自体は、ほとんど習ってきていないですね。多少、我々のころには高校で倫理社会という授業がありまして、そこで若干触れられたかどうかという程度で、とても十分とは言えない状況であろう

というふうに思っております。

そういうことは法学部に行った人だけが、大学に入ってから法哲学、法社会学、基礎法学、法学入門みたいな講義で習うという形になっているのですけれども、今、司法制度改革が前提としている社会は、司法というものは専門家だけが担うものではなくて、国民全体が担うんだというふうに前提にしているにもかかわらず、法学部に行く人以外は、そういうことを全く学ばないと言ってしまふと言い過ぎかもしれませんが、あまり十分に習わないまま社会に出ていくということでもいいのかなという思いがありまして、高校卒業までの正規のカリキュラムの中で、そういうことをある程度組み込んでいくということが、よい循環につながっていくのではないかと。学校の先生自身も、自分が高校時代にある程度そういう基本的なことを学んできているということであれば、自分自身が生徒に教えるときに、さほどの不安感を持たずにやれるというような、よい循環につながっていくのではないかとというふうに考えております。

土井座長 どうもありがとうございました。それでは、若干、意見、御質問をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

私の方から少しお伺いしたいのですが、一般論として、例えば文部科学省の方で教育内容の在り方をいろいろな形で御検討される場合があって、新しい教育内容を導入したい、あるいは新しい教育方法を取り入れるというふうにお決めになった場合、それがなぜ必要で、どういう趣旨なのかとか、どういうことを教えるんだとか、あるいはどういう方法が重要なんだというようなことを現場の先生方に知っていただく必要が出てこようかと思うのですけれども、そういう場合にはどういう形で、もちろん教育委員会と協調されながらやられるんだと思うのですが、一般的にはどういう形で広めておられますか。

吉富教育官 例えば学習指導要領が改訂されますと、その趣旨徹底をしないと実現しないわけですので、かつては地域ブロックごとに研修会を計画する。それは、何年間で一回当たりの回数で先生方に勉強してもらおうということにして、教科ごとに今回の改善点の趣旨などについて理解してもらおうということをやっていました。

近年では、新しいメディアを使いまして、エルネットと言いますけれども、衛星を使った講義等の発信をしております。

土井座長 研修センターとか教育委員会を母体にしてやられるという感じですか。

吉富教育官 そうですね。国が行ったものをさらに、それを受けた人たちが広めていくとか、そういうパターンが多いと思います。

土井座長 今のお話は文部科学省等でお考えになったものを広げていくということですが、逆に、野坂先生の方は、むしろ地域から出てくるようなものをどういう形で地域社会で受けとめていくかという問題だと思うのですが、教育委員会の方はどういう感じで受けてくれたというか、野坂先生はどのような形で働きかけをされて、向こうの方も積極的に受けてくれたかという点をもう少しお話しいただきたいと思います。

野坂弁護士 これは福井市の教育委員会の夏の分野別研修というらしいのですが、30ぐらい講座がありまして、どれか選んで受けなさいというもののうちの1つに指定していただいたという形なんですけど、県の教育委員会から福井市の教育委員会に、講座の中の1つに入れてはどうかという働きかけをいただいています。

もともと、最初にやり出したときに、中学校レベルではなくて高校レベルからやり出したものですから、県の教育委員会と福井弁護士会との関係というのは、ある程度緊密な関係ができているという下地が作ってあったのです。これは、学校現場からいろいろ、こういう話をしてほしいという要望が上がってきたことに対して、学校からは講師派遣料をいただかないで、弁護士会の方で予算措置をして、行く弁護士に対してお金を出して、学校からはお金いただきませんよというような形でずっとやってきまして、関係を緊密にしているということがあるもので、県の教育委員会の事務方は、弁護士会が要望したことについてはかなり熱心に応援をしてくれるような状況に福井はあるわけです。

話を県に持っていったときに、ちょうど福井市の教育委員会が今、夏の分野別研修の講座を、どういう課題にするかというのを決めている最中なんで、その中の1つに入れてもらいましょうということで、県の教育委員会から福井市の教育委員会の方に落としていただいて、それで分野別研修の講座の1つに入れていただいたという経緯です。

参加する先生方についても、福井市の教育委員会の方で各学校に働きかけて、一定の人数は、強制はできないのですけれども、推奨するという形で、責任を持って集めますというところまでお約束をいただいています。

土井座長 どうもありがとうございました。法教育を今後広めかつ定着させていく上では、法教育が重要であるということ、それは司法制度改革との関係でも重要ですし、今ここで検討している公民教育の在り方としても重要な部分があるかと思しますので、その重要性を本研究会としてどういう形で広く理解していただくかという方向と、それからまた自発的に地域の方でどういう取組みが可能か、あるいは積極的にやっていたりしている取組みをどのように集約していくかという二つの方向を考えていかなければいけないのではないかと思うところがございます。

その際に、文部科学省、教員養成課程で担当されている先生方もここにおられると思いますし、学校の先生方あるいは法曹三者の方で、どういうやり方をしていくのが一番スムーズに重要性を理解してもらって、必要な知識というもの、あるいは方法というものを学校の先生方に習得していただけるかという仕組みの問題、場の問題というものについて知恵を出していただいて御検討いただければというふうに思っております。

本日は少し時間が超過してしまいましたけれども、今日はこの程度とさせていただきたいと思います。

次回は、来月24日火曜日午後2時から、法務省地下1階の大会議室での開催を予定しております。少し時間を超過して申し訳ございませんでしたが、本日はどうもありがとうございました。

午後4時20分 閉会